

学校法人の寄附の税額控除に係る証明申請の手引き及び証明申請書類の様式等を更新することとなりましたので、証明申請時の取扱いについて留意事項をお示しするとともに、税額控除制度の活用を改めてお願いするものです。

事 務 連 絡  
令和 3 年 6 月 1 日

各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

学校法人に対する寄附の税額控除に係る証明申請における  
押印の廃止等について（事務連絡）

昨今、私立学校を取り巻く環境が厳しさを増す中、各学校法人においては経営基盤の強化が喫緊の課題となっており、従来の授業料収入等のみならず寄附金等の外部資金の調達が必要になっています。学校法人の寄附募集を促進するため、平成 23 年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）が改正され、学校法人に対する個人寄附に係る税額控除制度が導入されるとともに、平成 27 年度には、当該制度を活用するための寄附実績要件が学校法人の定員等の規模に応じて緩和され、平成 28 年度には、学校法人の事業規模に応じた寄附実績要件の緩和が追加されています。このことについては、「学校法人に対する個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度の拡充の税制改正について（通知）」（平成 28 年 6 月 20 日通知）でお知らせし、その際に、学校法人の寄附の税額控除に係る証明申請の手引きにおいて、申請書類様式等についても併せてお知らせしていたところです。

このたび、「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において押印・書面・対面を求める行政手続の見直しが要請された趣旨を踏まえ、別添のとおり学校法人の寄附の税額控除に係る申請の手引き及び証明申請書類の様式等を更新するとともに、下記のとおり取扱いを変更することとしました。

各文部科学大臣所轄学校法人におかれましては、これらの趣旨を十分に御了知くださるとともに、下記のとおり取扱いをお願いします。また、文部科学大臣所轄学校法人のうち、学校法人の寄附に係る税額控除の証明を受けていない各学校法人におかれましては、税額控除対象法人に対する寄附は、寄附金控除等の税制上の措置の対象とされており、寄附者にも学校法人にも大きなメリットがあることから、税額控除制度の活用について積極的な御検討をお願いします。

各都道府県私立学校主管部課におかれましては、所轄する各学校法人において、税額控除対象法人に対する寄附について下記のことが遺漏なく取りはかられるよう、また、税額控除制度をさらに活用いただけるよう、別添も参考としつつ、本件について確実な周知をお願いします。

## 記

### 1. かがみ文書について

代表者の押印は不要とすること。

### 2. 寄附者名簿について

(1) 各年度それぞれの役員一覧を記載すること。

(2) 件数のカウントができないケースの場合は、備考欄にその旨を記載すること。

### 3. 申請方法について

申請書類の提出はメールのみで行うものとし、郵送での提出は不要とすること。

## 添付資料

- 別添 1 学校法人に対する寄附の税額控除に係る証明申請の手引き
- 別添 2 税額控除に係る証明申請書（様式）
- 別添 3 絶対値要件（要件 1）チェック表
- 別添 4 寄附者名簿（要件 1）
- 別添 5 相対値要件（要件 2）チェック表
- 別添 6 寄附者名簿（要件 2）
- 別添 7 税額控除に係る証明申請 チェック項目
- 別添 8 税額控除に係る証明書（サンプル）

### 【本件連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係・企画係

電 話：03-5253-4111（内線 2532・2533）

メール：[sigakugy@mext.go.jp](mailto:sigakugy@mext.go.jp)